

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第4号	三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	<p>【関係法令】 水道法（昭和32年法律第177号）</p> <p>【改正趣旨】 指定給水装置工事事業者の指定更新制度を導入する等とした水道法の一部改正等に伴い、当該更新に係る手数料を定めるほか、所要の規定整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 水道法に基づく給水装置工事事業者の指定について、当該指定に有効期間を設け、期間内に更新を受けない場合は、その効力を失うこととされた。 これに伴い、当該条例において規定されている給水装置工事事業者の指定に係る手数料について、更新に係る手数料を新たに設けるもの。</p> <p>【施行期日】 令和元年10月1日</p>